

三重県太陽光発電保守点検事業者データベース登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太陽光発電の長期安定的な発電の継続に向けたサポート体制を構築すること、かつ保守点検事業者の実態把握と事業者への情報発信等を目的に、県が定める要件を満たす太陽光発電保守点検事業者をデータベース登録し、三重県ホームページに公表することについて必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、「太陽光発電保守点検事業者」とは、発電事業者等の依頼により、太陽光発電設備（出力10kW以上のものをいう。以下同じ。）の保守点検業務を行う事業者であって、第4条の規定による登録を受けた者をいう。

(登録申請)

第3条 太陽光発電保守点検事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は太陽光発電保守点検事業者データベース登録申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、県に提出するものとする。

(登録)

第4条 県は、登録申請者が次の各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、太陽光発電保守点検事業者（以下「登録事業者」という。）として登録し太陽光発電保守点検事業者データベース登録通知書（様式第2号）により、その旨を通知する。

- (1) 県内に本社又は事業所を有する法人又は個人であること。
- (2) 次の各号のいずれかを満たすこと。
 - イ 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）（以下「電気事業法」という。）の規定による次の各号のいずれかの登録等を受けていること。
 - (イ) 第3条第1項及び第3項の登録
 - (ロ) 第17条の2第1項の通知
 - (ハ) 第34条第4項又は第5項の届け出
 - ロ 電気事業法施行規則第52条第2項の規定による保安管理業務の外部委託の承認を受けた太陽光発電施設において、保安管理業務の委託契約を締結し、業務に従事した実績を有する者
- (3) 太陽光発電設備の保守点検業務に係る契約実績を5件以上有すること。（第三者設備の契約実績に限ります。）
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

ロ 本制度による登録を取り消され、又は電気工事業法その他関係法令に違反し処分等を受けた場合にあっては、その処分等の日から2年を経過しない者

ハ 県が登録事業者として不適当と認める者

(登録事業者の責務)

第5条 登録事業者は、電気工事業法その他関係法令の遵守の下、太陽光発電設備の保守点検業務を適切に行わなければならない。

2 登録事業者は、保守点検業務に係る契約状況について、太陽光発電保守点検事業者データベース業務状況報告書(様式第3号)により、毎年5月末日までに県に報告するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録事業者は、登録事項に変更が生じた場合は、太陽光発電保守点検事業者データベース登録事項変更届(様式第4号)を県に提出するものとする。

(登録の廃止)

第7条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、太陽光発電保守点検事業者データベース登録廃止届(様式第5号)を県に提出するものとする。

- (1) 第2条に規定する保守点検業務を行わなくなったとき
- (2) 第4条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる要件に適合しなくなったとき
- (3) 登録を辞退しようとするとき

(登録の取消)

第8条 県は、登録事業者が前条第1号又は第2号に該当することが判明した場合、又は不正の手段により登録を受けたことが判明した場合は、登録を取り消すことができるものとする。

(登録事業者の公表)

第9条 県は、登録事業者をホームページ上で公表し、発電事業者等への広報を図るものとする。

(免責)

第10条 県は、登録事業者が行う取引や契約等に関与しないものとし、発電事業者等との間で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 県は、登録申請書等に記載される個人情報について、適正な管理を行い、本データベースの運営以外の目的に使用しないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年1月21日から施行する。